

(要綱第 6 条関係)

SDGs 推進事業補助金 審査要領

1. 目的

この要領は、SDGs 推進事業補助金交付要綱に基づいて行う申請内容の審査ついて、必要な事項を定めるものとする。

2. 審査方法

申請団体から提出のあった SDGs 推進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）について、事務局で審査を行う。

① 審査項目

審査項目、評価基準及び配点等は、次の通りとする。

■ 審査項目、評価基準及び配点（合計 100 点）

審査項目・評価基準			
1	総合評価	基本的な考え方	企画や取組方針に公益性が認められ、当該補助金の趣旨に合致しているか
2	事業内容	(1) SDGs達成への寄与	本市の地域課題の解決やまちの魅力向上に寄与し、SDGsの達成に資する企画であるか
		(2) 分野横断	複数のSDGsにまたがり、分野間の相乗効果が期待できる企画であるか
		(3) 新規性・独自性	創意工夫がなされ、地域の状況や課題に即した独自の取組であるか 加えて、継続事業においては、前年度から新たな創意工夫がなされているか
		(4) 自律性・継続性	事業実施後のビジョンまで明確であり、補助終了後も継続が期待できる企画であるか
		(5) 発展性	市民や他団体への波及効果が期待でき、事業実施後、様々な事業に広がる可能性があるか。加えて、継続事業においては、前年度から新たな広がりがあるか
		(6) 市民の意識変容	広く市民が参加でき、参加者のSDGsに対する意識の変容を促す企画であるか。加えて、継続事業においては、前年度の市民の意見や反応が企画に反映されているか
3	実施体制	(1) 多様性	複数の主体が参画し、各連携主体の役割分担や連携内容が明確かつ妥当であるか。
		(2) 連携による相乗効果	主体どうしが連携することで、より高い成果が期待できるか
4	事業費	経済性	経費の積算が妥当であり、費用対効果を考慮し、節減努力が見られるか

② 評価方法

別紙採点表に基づき、審査項目ごとに 5 段階で評価し、配点に応じて倍率をかけて 100 点満点により採点を行う。

③ 採択候補事業

採点の結果、下記を上回った申請を採択候補事業とする。優先順位は、合計点が高い事業を上位とする。

新規事業：60 点

継続事業（2 年目）：65 点

継続事業（3 年目）：70 点

3. 審査結果

交付又は不交付決定とともに申請団体へ通知するものとする。